天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年5月30日

天理市長 並 河 健

## 天理市規則第23号

天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立こども園条例施行規則(平成23年12月天理市規則第21号)の一部を 次のように改正する。

第4条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第10条第1項の表中「3,500円」を「3,800円」に、「4,500円」を「4,900円」に改め、同条第2項中「240円」を「270円」に改める。

第11条第1項の表中「220円」を「240円」に改め、同条第3項中「1,000円」を「1,100円」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、令和5年6月1日から施行する。
  (適用区分)
- 2 改正後の天理市立こども園条例施行規則第10条及び第11条の規定は、この 規則の施行の日以後に提供を受けた給食に係る給食費から適用し、同日前に 提供を受けた給食に係る給食費については、なお従前の例による。